

吸収分割に係る事後開示書面

2020 年 7 月 1 日

グリー株式会社

株式会社 WFS

2020 年 7 月 22 日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長 田中良和

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
株式会社 WFS
代表取締役社長 井坂友之

株式会社 WFS（以下「WFS」といいます。）及びグリー株式会社（以下「グリー」といいます。）は、2020 年 5 月 14 日付で締結しました吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020 年 7 月 1 日を効力発生日として、グリーの Wright Flyer Studios 事業に関する権利義務を WFS に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2020 年 7 月 1 日

2. グリーにおける会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

グリーにとって本吸収分割は簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、グリーの株主はグリーに対し本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2) 会社法 785 条の規定による手続の経過

グリーにとって本吸収分割は簡易分割（会社法第 784 条第 2 項）に該当するため、グリーは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経緯

グリーは、会社法第 787 条第 1 項の規定により新株予約権買取請求を行うことができる新株予約権者は存在しません。そのため、グリーは同条に定める手続を行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経緯

グリーは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 29 日付

で官報による公告を行ったほか、定款の定めに従い同日付で電子公告による公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。

3. WFS における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経緯

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

WFS において、会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

WFS の唯一の株主であるグリーンは WFS の特別支配会社であるため、WFS は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知は行っておりません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経緯

WFS は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 5 月 29 日付官報において債権者に対する公告を行いました。申述期限までに異議を申述した債権者はありませんでした。なお、WFS には知れたる債権者が存在しないことから、個別の催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により WFS がグリーンから承継した重要な権利義務に関する事項

WFS は、2020 年 7 月 1 日をもって、グリーの Wright Flyer Studios 事業に関する本吸収分割契約書所定の権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日

2020 年 7 月 13 日

6. 上記のほか、本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上